

第 107 回 定時株主総会 招集ご通知

.....

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階
一ツ橋ホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

議決権行使のお礼について

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。株主総会にご出席の株主様を含め、議決権を行使いただいた株主様の中から、議案の賛否を問わず、抽選で700名の方に当社商品をお送りいたします。（2023年7月下旬発送予定）

株主総会資料の電子提供について

2022年9月1日に施行された改正会社法により、本株主総会から「書面交付請求」をされた株主様を除き、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易的な招集ご通知のみをお届けしております。次回以降、書面での株主総会資料送付をご希望の株主様は、お取引の証券会社又は三井住友信託銀行までお申し出ください。

三井住友信託銀行専用コールセンター
電話番号 0120-533-600

株主の皆様へ

平素より株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは現在、「プロデュースカンパニーへの革新」をテーマに、映像関連事業における制作・配給ビジネス、飲食関連事業における中食・卸売りビジネス、不動産関連事業における中古マンション再生販売ビジネスといったように、人財のパフォーマンスを最大限に発揮できる事業の収益拡大を目指しております。

制作・配給ビジネスでは、ミニシアター系作品に加え、全国公開規模の大型作品を手掛け、配給収入の拡大のみならず、配信等の二次利用収入の実績を少しずつ積み上げております。

中食・卸売りビジネスでは、セントラルキッチンを活かし新商品の開発を推進しており、巣籠もり需要が伸長したコロナ禍の中で成果をあげることが出来ました。

中古マンション再生販売ビジネスでは、今後の市場拡大が期待できる関西地区に支社を設立するなど、営業エリアの拡大を推進しております。

以上のビジネスを当社では「ヒューマンリソース型ビジネス」と総称し、映画館や飲食店、不動産といった「固定資産所有型ビジネス」を核としながら第二の成長事業として育成を続けております。

原材料価格や光熱費の高騰が逆風となっておりますが、こうしたコスト増を吸収する仕組みを構築することと合わせ、営業利益率の向上と安定したフリーキャッシュフローによる財務体質の健全化を推進してまいりますので、株主の皆様におかれましては一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月
代表取締役社長

太田和光

企業理念

Sound
of
Your Life

あなたの人生に豊かな響きを

映像 作家と観客とのリレーションにこだわります

飲食 明日への活力をお届けします

不動産 自分のライフスタイルにあった住まいを提供します

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番8号
東京テアトル株式会社
代表取締役社長 太 田 和 宏

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具




記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階 一ツ橋ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
4. 電子提供措置についてのご案内 3ページに記載の「電子提供措置についてのご案内」をご参照ください。
5. 議決権行使についてのご案内 4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

電子提供措置についてのご案内

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第107回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 当社ウェブサイト | https://www.theatres.co.jp/investor/smeet/ |  |
| 株主総会資料 掲載ウェブサイト | https://d.sokai.jp/9633/teiji/ |  |
| 東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス | https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010 Action.do?Show=Show |  |

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東京テアトル」又は「コード」に当社証券コード「9633」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

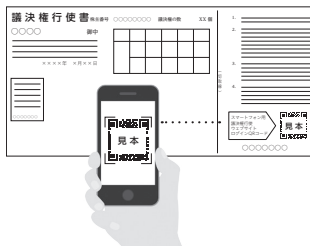
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。



スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

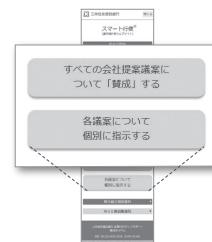
議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使いただけます。※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
<https://www.web54.net>
- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、到着時間を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況や将来の事業展開に備えた内部留保を勘案しつつ、配当や自己株式取得などを総合的に検討の上、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を努めることを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき10円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式1株につき 金10円 総額 72,196,460円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月28日 |
-

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者につきましては、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、社外取締役2名を東京証券取引所の定める独立役員として指定する予定であり、当社の取締役の3分の1が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 番 号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|-------------------------------------|--|------------|
| 1 再任 | おお た かず ひろ 太 田 和 宏 1964年5月2日生 | 1989年4月 当社入社 2004年6月 当社営業企画部長兼広報室長 2006年6月 当社取締役営業企画部長兼広報室長就任 2007年3月 当社取締役映像事業本部長就任 2008年6月 当社取締役執行役員映像事業本部長就任 2010年6月 当社取締役執行役員経営企画室担当就任 2011年5月 当社取締役執行役員営業本部長就任 2011年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長就任 2012年6月 当社取締役専務執行役員事業企画室長兼飲食事業部長兼不動産販売事業部長就任 2013年5月 当社代表取締役社長兼飲食事業部長就任 2013年6月 当社代表取締役社長就任 現在に至る | 11,200株 |
| [取締役候補者とした理由] 太田和宏氏は、2013年5月以来代表取締役社長を務めており、不採算事業からの撤退や新規事業の開発を含む経営の陣頭指揮を執るなど、その豊富な経験と実績から、今後も持続的な企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | | |

| 番 号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p> | <p style="text-align: center;">まつ おか たけし 松 岡 毅 1963年3月28日生</p> | <p>1985年4月 株式会社サントリーレストランシステム（現、株式会社ダイナック）入社</p> <p>1990年7月 当社入社</p> <p>2010年6月 当社財務経理部長</p> <p>2014年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長就任</p> <p>2015年7月 当社取締役執行役員管理本部長就任</p> <p>2016年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長就任 現在に至る</p> | <p style="text-align: center;">8,600株</p> |
| | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>松岡毅氏は、管理本部長として財務経理部門、総務部門、リスクマネジメント等を担当し、事業構造改革や風土改革に十分貢献してきたことを踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | |
| <p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p> | <p style="text-align: center;">ち ば ひさ し 千 葉 久 司 1964年5月21日生</p> | <p>1988年4月 株式会社西洋環境開発入社</p> <p>2002年4月 野村不動産アーバンネット株式会社（現、野村不動産ソリューションズ株式会社）入社</p> <p>2006年2月 当社入社</p> <p>2010年6月 当社リニューアルマンション部長</p> <p>2011年6月 当社執行役員リニューアルマンション部長就任</p> <p>2012年4月 当社執行役員販売統括部長就任</p> <p>2013年10月 当社執行役員不動産販売事業部長兼販売推進部長就任</p> <p>2014年4月 当社執行役員不動産販売事業部長就任</p> <p>2016年6月 当社取締役執行役員リノベーションマンション事業本部長就任</p> <p>2019年4月 当社取締役執行役員リノベーションマンション事業部長就任</p> <p>2022年6月 当社取締役常務執行役員リノベーションマンション事業部長就任 現在に至る</p> | <p style="text-align: center;">2,200株</p> |
| | <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>千葉久司氏は、基幹事業の一端を担う中古マンション再生販売事業を担当し、事業の成長と拡大を推進した実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | |

| 番 号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 4 再任 | おぐら まこと 小 倉 誠 1969年5月18日生 | 1992年 4 月 当社入社 | 1,700株 |
| | | 2008年 6 月 当社経営企画部長 2012年 3 月 当社営業本部長兼東京テアトルリモデリング株式会社代表取締役社長就任 2018年 7 月 当社執行役員経営政策本部長就任 2022年 6 月 当社取締役執行役員経営政策本部長就任 現在に至る | |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>小倉誠氏は経営企画部長、子会社の代表取締役社長等の経験を通じて、事業構造改革をはじめ新規事業開発やM&A等を推進してきたことを踏まえ、企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 5 再任 社外 独立 | いの やま たけ ひさ 猪 山 雄 央 1975年10月16日生 | 2007年12月 第二東京弁護士会登録、下山法律事務所（現、弁護士法人下山法律事務所）入所 | 1,300株 |
| | | 2012年 2 月 弁護士法人下山法律事務所社員就任 2016年 6 月 当社社外取締役就任 現在に至る 2016年11月 弁護士法人下山法律事務所代表社員就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人下山法律事務所代表社員 | |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>猪山雄央氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わり、弁護士としての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などに対する適切な監視と助言をいただくことを期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の委員を委嘱する予定です。</p> | | | |

| 番 号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|--------------------------------------|--|------------|
| 6 再任 社外 独立 | お ざわ なお き 小 澤 直 樹 1955年11月20日生 | 1979年 4 月 株式会社明治屋入社 1990年 4 月 サッポロビール株式会社入社 2013年 3 月 同社常務執行役員首都圏本部長就任 2016年 3 月 株式会社サッポロライオン取締役執行役員社長室長就任 2018年 4 月 株式会社ほがらか代表取締役就任 現在に至る 2018年 6 月 当社社外取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ほがらか代表取締役 | 800株 |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>小澤直樹氏は、長きにわたって外食産業に携わり、取締役としても十分な経験があり、その豊富な経験と見識により、飲食事業に適切な助言、提言をいただくことを期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名・報酬決定プロセスに客観的・中立的立場で関与し、経営を適切に監督いただく予定です。また大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保するために設置される特別委員会の委員を委嘱する予定です。</p> | | | |

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

①猪山雄央、小澤直樹の両氏は、社外取締役候補者であります。

②独立性に係る事項

当社は、猪山雄央、小澤直樹の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同氏及び同法律事務所との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。また同氏は現在、当社の特定関係事業者（連結子会社）であります札幌開発株式会社の非業務執行取締役であります。

③社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって猪山雄央氏は7年、小澤直樹氏は5年となります。

④責任限定契約の概要

当社は猪山雄央、小澤直樹の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

3. 「所有する当社の株式数」については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、地位並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|--------------------------------|--|------------|
| 1 新任 | いわみ じゅん 石見 淳 1968年3月27日生 | 1992年4月 当社入社 | 1,100株 |
| | | 2006年6月 当社ホテル飲食事業部長 2013年6月 当社執行役員飲食事業部長兼外食営業部長就任 2016年4月 当社執行役員飲食事業部長兼株式会社テアトルダイニング代表取締役社長就任 2023年5月 当社執行役員就任 現在に至る | |
| <p>〔監査役候補者とした理由〕</p> <p>石見淳氏は、子会社の代表取締役社長として豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。これらの能力が当社経営に対する実効的な監査等において必要であると判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 再任 社外 独立 | ばんば きよし 馬場 清 1962年6月2日生 | 1985年4月 日活株式会社入社 | 3,500株 |
| | | 2009年4月 同社総務人事グループリーダー兼コンプライアンス委員長 2012年8月 社会保険労務士馬場清事務所代表就任 現在に至る 2013年7月 株式会社ジェンコ社外取締役就任 現在に至る 2015年6月 当社社外監査役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会保険労務士馬場清事務所代表 | |
| <p>〔社外監査役候補者とした理由〕</p> <p>馬場清氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士や他社の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営執行に対する適切な助言、提言を積極的に行っております。このことから引き続き、社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 番 号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、地位並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------|---|--|------------|
| 3 再任 社外 独立 | うえ き とし ゆき 植木利幸 1958年4月6日生 | 1981年4月 三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）入社 2004年6月 中央三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）人事部長 2007年10月 同社本店営業第三部長 2008年7月 同社執行役員本店営業第三部長就任 2011年2月 同社常務執行役員就任 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員就任 2016年1月 総務省地方財政審議会常勤委員就任 2022年6月 当社社外監査役就任 現在に至る | 100株 |
| | [社外監査役候補者とした理由] 植木利幸氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、人事、経理分野における豊富な経験と専門的な知識を有しており、経営執行に対する適切な助言、提言を積極的に行っております。このことから引き続き、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 4 新任 社外 独立 | やま かど こう いち 山門浩一 1960年7月8日生 | 1984年4月 三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）入社 2003年11月 中央三井信託銀行株式会社（現、三井住友信託銀行株式会社）大阪支店不動産部長 2009年6月 同社証券代行部長 2011年11月 同社新橋支店長 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社本店営業第十二部長 2014年4月 同社執行役員本店営業第十二部長就任 2016年4月 同社常務執行役員就任 2016年6月 新京成電鉄株式会社常勤監査役就任 現在に至る | — |
| | [社外監査役候補者とした理由] 山門浩一氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、他社での監査役としての豊富な経験と専門的な知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。 | | |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 社外監査役候補者に関する事項
 ①馬場清、植木利幸、山門浩一の3氏は、社外監査役候補者であります。

②独立性に係る事項

当社は、馬場清、植木利幸の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。また山門浩一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

植木利幸及び山門浩一の両氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三井住友信託銀行株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上表に記載のとおりであります。なお、両氏は同社を退職されてからともに7年が経過しており、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。なお山門浩一氏は、2023年6月28日に新京成電鉄株式会社常勤監査役を退任される予定であります。

③社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数

社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって馬場清氏は8年、植木利幸氏は1年となります。

④責任限定契約の概要

当社は馬場清、植木利幸の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続し、新たに山門浩一氏との間で同契約を締結する予定であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、いずれの監査役も当該保険契約の被保険者となります。保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

3. 「所有する当社の株式数」については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

〈ご参考〉

当社の独立性判断基準

当社では、社外役員について以下1.～6.に該当する場合は独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループからの年間支払額が連結売上高の2%を超える者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループへの年間支払額が連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家（弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいう。）
「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。
4. 当社の総議決権の10%以上を直接的又は間接的に有する者又は当該者の業務執行者
5. 直前3事業年度において前1.～4.に該当していた者
6. 前1.～5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

取締役会の規模及び専門性と経験のバランスについての考え方

当社取締役会は、取締役が5～6名、監査役は3～4名で構成しております。また独立社外取締役は2名以上、監査役の過半数を独立社外監査役とすることを基本的な考え方としています。

当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、その責務を果たすために、実績・経験・能力を備えた社内外の取締役及び監査役の保有する専門性と経験が相互に補完されるよう、バランスを十分配慮した構成としております。

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役及び各監査役が保有している専門性と経験のうち、特に期待されるものは以下となります。

| 議案候補者番号 | 地位 | 氏名 | 専門性と経験 | | | | |
|---------|-----------|------|--------|------|-------------|-----------|------|
| | | | 企業経営 | 財務会計 | 法務リスクマネジメント | 営業マーケティング | 人事労務 |
| 2-1 | 代表取締役社長 | 太田和宏 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2-2 | 取締役常務執行役員 | 松岡毅 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 2-3 | 取締役常務執行役員 | 千葉久司 | ○ | | ○ | ○ | |
| 2-4 | 取締役執行役員 | 小倉誠 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 2-5 | 社外取締役 | 猪山雄央 | | | ○ | | |
| 2-6 | 社外取締役 | 小澤直樹 | ○ | | ○ | ○ | |
| 3-1 | 常勤監査役 | 石見淳 | ○ | ○ | | ○ | |
| 3-2 | 社外監査役 | 馬場清 | ○ | | | ○ | ○ |
| 3-3 | 社外監査役 | 植木利幸 | | ○ | ○ | | ○ |
| 3-4 | 社外監査役 | 山門浩一 | | ○ | ○ | ○ | |

(注) 上表欄の各取締役及び各監査役の地位は、本総会最終後に開催される取締役会及び監査役会にて正式に決定する予定であります。

以上

事業報告 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

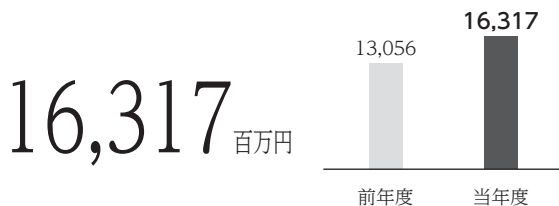
当連結会計年度（以下「当年度」といいます。）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策と制限緩和の両立が進み、経済社会活動が正常化へ向かう中で景気は緩やかに回復いたしました。一方、物価の上昇、人手不足の深刻化、海外景気の下振れリスクが懸念される等、先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

このような状況の中、当年度の連結業績は、飲食事業及び中古マンション再生販売事業の大幅な増収により売上高は16,317百万円（前年度比25.0%増）、営業利益は65百万円（前年度は営業損失595百万円）となりました。しかし新型コロナウイルス感染症に伴う助成金収入が大幅に減少したことから経常利益は381百万円（前年度比45.8%減）、前年度に固定資産売却益の計上があったことから特別利益が大幅に減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は188百万円（前年度比77.2%減）となりました。

当年度の連結業績

売上高

(単位：百万円)

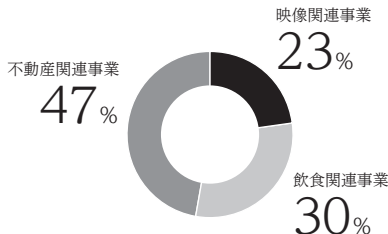


営業損益

(単位：百万円)

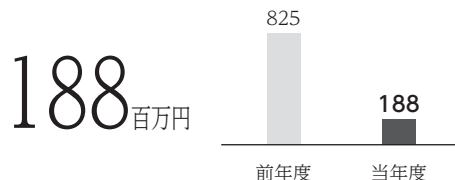


〈セグメント別売上高構成比〉



親会社株主に帰属する 当期純損益

(単位：百万円)



映像関連事業

(映画興行事業)

まん延防止等重点措置が解除されたことで、当年度は通常営業を再開し、上映作品では『エゴイスト』『ケイコ 目を澄ませて』『希望と絶望 その涙を誰も知らない』などが高稼働したことにより、前年度比で大幅な増収となりました。しかしながら、既存館売上高はコロナ禍前の2019年度比で約78%に留まっており、ミニシアター市場は未だ回復途上にあります。

当年度末の映画館数及びスクリーン数は、「テアトル梅田」が2022年9月30日に閉館したことから前年度末から1館2スクリーン減少し、8館21スクリーンとなりました。

(映画制作配給事業)

当年度公開の配給作品では『エゴイスト』『ロストケア』などが好成績を取めたものの、大きなヒット作はありませんでした。一方、アジアドラマの人気の高まりから、字幕版制作、吹替版制作の受注が増加したことで、前年度並みの売上高となりました。

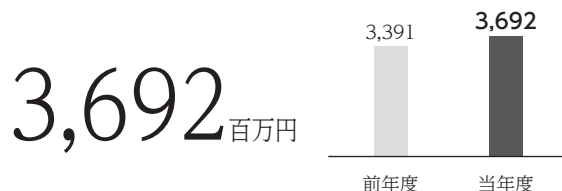
(ソリューション事業)

経済活動が再開し、行動制限が緩和される中で、停止してきたイベントや、PRの再開に向けた製作物やウェブセミナー等の受注が増加し、前年度比で大幅な増収となりました。

以上の結果、映像関連事業の売上高は3,692百万円（前年度比8.9%増）となりましたが、映画制作配給事業の減益により営業損失は216百万円（前年度は営業損失116百万円）となりました。

売上高

(単位：百万円)



営業損益

(単位：百万円)



飲食関連事業

(飲食事業)

主力の焼鳥専門店チェーン「申鳥」は、法人の宴会需要と夜遅くの客足が回復途上にあるものの、酒類提供店に休業要請が続いた前年度からの反動増に加え、テイクアウト店やキッチンカーを出店したことから、前年度比で大幅な増収となりました。なお、飲食店の既存店売上高はコロナ禍前の2019年度比で約84%まで回復いたしました。

■飲食店・販売店の店舗数

| | 前年度末 | 当年度末 | 増減 |
|---------------|------|------|----|
| 焼鳥専門店チェーン「申鳥」 | 38 | 37 | △1 |
| 都内ダイニングバー | 5 | 4 | △1 |
| その他 | 4 | 4 | — |
| 飲食店 合計 | 47 | 45 | △2 |
| 販売店 合計 | 2 | 4 | +2 |

(当年度の出退店等)

開店：「濃厚海老ラーメン シュリンプリーム」(新業態)、「申鳥」新寺店、

「西洋銀座」小田急百貨店新宿店、「申鳥」エスコンフィールドHOKKAIDO店

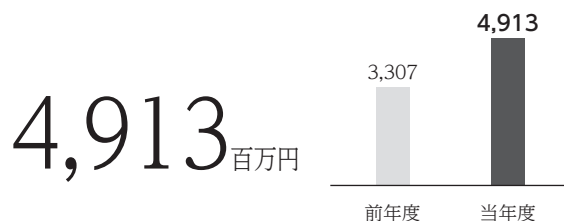
閉店：「ワイン酒場 TANTO」、「申鳥」東武宇都宮駅店、「申鳥」荻窪駅西口店、「トーキョー・マルマーレ」

業態変更：「地中海料理専門店マルマーレ」(旧「肉マレ外苑前店」)

以上の結果、飲食関連事業の売上高は4,913百万円(前年度比48.6%増)となり、原材料価格や光熱費上昇の影響を受けたものの、一部メニューの値上げや経費コントロールの強化により営業損失は54百万円(前年度は営業損失896百万円)まで縮小いたしました。

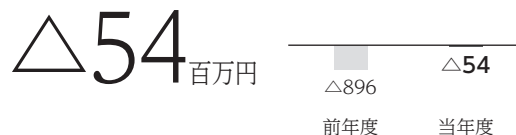
売上高

(単位：百万円)



営業損益

(単位：百万円)



不動産関連事業

(不動産賃貸事業)

都内の賃貸オフィス市場の厳しさが増す中で、きめ細かいリーシング活動により賃貸物件が100%近い稼働率を維持し、前年度並みの売上高となりました。

(中古マンション再生販売事業)

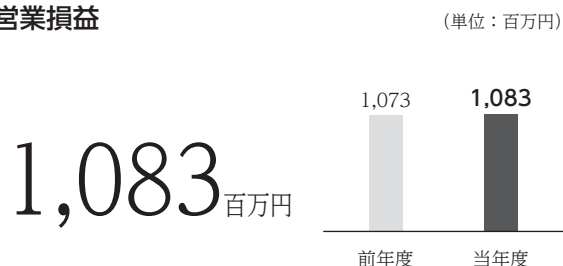
首都圏の中古マンション市場は、成約件数が前年度を下回りましたが、価格は10年連続で上昇しております。このような市況を背景に、内装の経年劣化で流通性の低くなった潜在的な価値の高い物件をターゲットに、営業体制の強化や活動エリアを拡大したことで販売件数を伸長させ、平均販売価格も上昇したことから、前年度比で大幅な増収となりました。

以上の結果、不動産関連事業の売上高は7,710百万円（前年度比21.3%増）となりましたが、中古マンション再生販売事業において、第4四半期に市場の変化を考慮し販売価格の調整を行ったことや、関西支社開設による先行コストが発生し、営業利益は1,083百万円（前年度比0.9%増）に留まりました。

売上高



営業損益



(2) 対処すべき課題

当社グループは新型コロナウイルスの感染拡大以降、厳しい経営を余儀なくされました。現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「5類」に引き下げられ、経済活動は緩やかに回復しております。一方で、物価の上昇や人手不足が深刻化するなど、企業にとって先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような環境下、当社グループは、企業価値の向上を目指し、消費者ニーズに沿った商品やサービスを自社で開発、創造する事業構造への転換を図るため、2021年度を初年度とする3か年の中期経営方針「プロデュースカンパニーへの革新」に基づき、経営に取り組んでおります。

2年目となる、2022年度は、飲食事業が大幅に業績を回復し、中古マンション再生販売事業が関西エリアへの進出を果たしました。

～作られたもの、作ったものを売る会社から、
売れるもの（消費者が求めるもの）を創る会社へ～
「プロデュースカンパニーへの革新」

当社グループは、引き続きプロデュースカンパニーへの革新のため、資産をそれほど所有せずに、人的資本の充実により売上及び収益の伸長を見込む「ヒューマンリソース型ビジネス」を中核事業とし、事業を支える社員の「人財化」に一層取り組んでまいります。

✓当社グループの「人財化」方針

- ① 社員一人一人が「創造者」としての意識を高め、政策提案型の仕事スタイルに変革する。
- ② 既存顧客を満足させることに留まらず、消費者が認識していないニーズを探求し、市場認知されるレベルの商品やサービスを創造するといった高い目標に挑戦し続ける。
- ③ トライ＆エラーを高質な教育の機会と捉え、充実した社員教育を推進する。

✓当社グループの「ヒューマンリソース型ビジネス」の主要な政策

① 映画を中心とした「コンテンツ」への積極投資による映画制作配給事業の収益拡大

- ・映画制作配給事業においては、手掛ける作品の興行規模の拡大を図り、年間興行収入30億円を安定的に達成することを目指します。
- ・映画館を所有していることを背景に、映画だけでなく様々なジャンルへの「コンテンツ」投資を行い、配信などの二次利用収入を拡大すべくライセンスビジネスを強化してまいります。
- ・映画の出資や配給に付随して、シネアド・デジタルサイネージといった屋外広告等の周辺ビジネスを強化してまいります。

② 中古マンション再生販売事業におけるエリア拡大

- ・中古マンション再生販売事業においては、従来の仲介会社を通じた仕入に加えて、ウェブや自社の映画館や飲食店等を活用した個人からの直接仕入れに取組み、仕入件数の増加につなげています。このノウハウをさらに強固なものにしながら、仕入販売エリアを拡大し競争力を強化してまいります。
- ・個人向けのワンストップサービス「リノまま」ブランドによる品質にこだわった商品づくりを一層高めてまいります。

③ 飲食事業における中食や卸売りビジネスの強化

- ・飲食事業においては、所有するセントラルキッチンを活かした、中食、卸売ビジネスの強化を図り、既存資源の有効活用による収益拡大を推進してまいります。

④ ヒューマンリソース型ビジネス拡大のスピードアップ

- ・それぞれの事業拡大をより迅速かつ着実なものにすることを目的として、他社とのアライアンスやM&A、資本提携などを積極的に進めてまいります。

2023年度の連結業績は、先行き不透明な状況が予想される中、映画興行事業及び飲食事業の業績がさらなる回復に向かうものとして、売上高17,000百万円（前年度比4.2%増）、営業利益150百万円（前年度比128.2%増）、経常利益200百万円（前年度比47.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益150百万円（前年度比20.2%減）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当年度における設備投資額は277百万円で、その主なものは、飲食関連事業における新規出店及び既存店の維持補修によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当年度におきましては、経常的な運転資金等の調達以外は行っておりません。

(5) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,268,996 |
| 株式会社りそな銀行 | 822,500 |
| シンジケートローン | 720,000 |

(注) シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行により組成されております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第104期 (2019.4.1~ 2020.3.31) | 第105期 (2020.4.1~ 2021.3.31) | 第106期 (2021.4.1~ 2022.3.31) | 第107期 (当年度) (2022.4.1~ 2023.3.31) |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 売上高 | 17,218,262 | 13,306,037 | 13,056,074 | 16,317,111 |
| 経常利益 (△は損失) | 251,461 | △1,151,458 | 704,257 | 381,967 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は純損失) | 50,638 | △2,292,494 | 825,666 | 188,008 |
| 1株当たり当期純利益 (△は純損失) | 6円60銭 | △303円13銭 | 109円83銭 | 25円56銭 |
| 純資産 | 13,547,306 | 11,300,100 | 12,050,301 | 11,986,845 |
| 総資産 | 23,984,497 | 26,107,538 | 23,927,045 | 23,582,227 |

(注) 1株当たり当期純利益 (△は純損失) は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------|--------|---------|-----------------|
| | 千円 | % | |
| ア ク シ ー 株 式 会 社 | 20,000 | 90.0 | 字幕版・吹替版の制作 |
| 株式会社テアトルプロモーション | 10,000 | 100.0 | 映画の配給 |
| 札 幌 開 発 株 式 会 社 | 10,000 | 100.0 | 飲食店の経営、食材の加工・販売 |
| 株式会社テアトルダイニング | 10,000 | 100.0 | 飲食店の経営 |
| テアトルエンタープライズ株式会社 | 40,000 | 100.0 | オフィスの賃貸 |
| 東京テアトルリモデリング株式会社 | 20,000 | 100.0 | マンション等のリフォーム |

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社6社であります。

(8) 重要な企業再編等の状況

該当する事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

| 事 業 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|---------|--|
| 映像関連事業 | (映画興行事業) ・ 映画の興行 (映画制作配給事業) ・ 映画の配給 ・ 映画、ドラマの制作 (ソリューション事業) ・ 総合広告サービス ・ イベント企画 |
| 飲食関連事業 | (飲食事業) ・ 飲食店の経営 ・ 食材の加工・販売 |
| 不動産関連事業 | (不動産賃貸事業) ・ 不動産の賃貸 (中古マンション再生販売事業) ・ 中古マンション等の再生販売 ・ マンション等のリフォーム |

(10) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

| 会社名 | 事業区分 | 主要な営業所、施設等 |
|---------------------------------|---------|--|
| 当社 (本社：東京都新宿区) | 映像関連事業 | 映画館 8館21スクリーン (東京都新宿区他) 「京橋テアトル試写室」 (東京都中央区) |
| | 飲食関連事業 | 「マルマーレ」等5店舗 (東京都渋谷区他) |
| | 不動産関連事業 | 「新宿テアトルビル」等4物件 (東京都新宿区他) |
| アクシー株式会社 (本社：東京都渋谷区) | 映像関連事業 | — |
| 株式会社テアトルプロモーション (本社：東京都新宿区) | | 「赤坂オフィス」 (東京都港区) |
| 札幌開発株式会社 (本社：北海道札幌市) | 飲食関連事業 | 「申鳥」37店舗 (北海道札幌市他) 「申鳥番外地」等3店舗 (北海道札幌市) 「申鳥」テイクアウト専門店2店舗 (北海道札幌市他) 「デリショップ西洋銀座」2店舗 (東京都千代田区他) 製造工場5棟 (北海道札幌市他) |
| 株式会社テアトルダイニング (本社：東京都新宿区) | | — |
| テアトルエンタープライズ株式会社 (本社：東京都港区) | 不動産関連事業 | 「赤坂オフィスハイツ」 (東京都港区) |
| 東京テアトルリモデリング株式会社 (本社：東京都新宿区) | | — |

(11) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

| 事業区分 | 従業員数 | 前年度末比増減 |
|---------|------|---------|
| 映像関連事業 | 98名 | 1名減 |
| 飲食関連事業 | 249名 | 17名減 |
| 不動産関連事業 | 60名 | 4名増 |
| 全社 (共通) | 28名 | 3名増 |
| 合計 | 435名 | 11名減 |

(注) 上記従業員数のほかにパートタイマー271名 (1日8時間換算) を雇用しております。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 8,013,000株 (自己株式793,354株を含む) |
| ③ 株主数 | 21,863名 (前年度末比786名増) |
| ④ 大株主 | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|--------------------------|---------|------|
| | 株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 489,600 | 6.78 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 349,000 | 4.83 |
| サッポロビール株式会社 | 270,000 | 3.73 |
| 日活株式会社 | 100,000 | 1.38 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 89,800 | 1.24 |
| 株式会社エルピー企画 | 80,700 | 1.11 |
| トーセイ株式会社 | 79,000 | 1.09 |
| アイザワ証券グループ株式会社 | 78,000 | 1.08 |
| SMBC日興証券株式会社 | 69,300 | 0.95 |
| 三機工業株式会社 | 58,100 | 0.80 |

- (注) 1. 当社は自己株式793,354株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

① 取締役会決議に基づき、自己株式を取得した期間・取得対象株式の種類・取得方法

| | |
|------------------|---|
| a. 取得決議日及び取得した期間 | ・ 2021年12月15日取締役会決議 (取得した期間 2021年12月16日～2022年5月6日) ・ 2022年5月25日取締役会決議 (取得した期間 2022年5月26日～2022年7月29日) ・ 2022年10月26日取締役会決議 (取得した期間 2022年10月27日～2023年1月13日) ・ 2023年2月8日取締役会決議 (取得した期間 2023年2月9日～2023年4月11日) |
| b. 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| c. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

② 上記取締役会決議に基づき、当年度に取得した自己株式の累計

| | |
|--------------|--------------|
| a. 取得した株式の総数 | 250,100株 |
| b. 取得価額の総額 | 290,689,200円 |

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------|---------|------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 太 田 和 宏 | |
| 取 常 務 執 行 役 員 | 松 岡 毅 | 管理本部長 |
| 取 常 務 執 行 役 員 | 千 葉 久 司 | リノベーションマンション事業部長 |
| 取 執 行 役 員 | 小 倉 誠 | 経営政策本部長 |
| 取 締 役 | 猪 山 雄 央 | 弁護士法人下山法律事務所代表社員 |
| 取 締 役 | 小 澤 直 樹 | 株式会社ほがらか代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 下 芳 朗 | |
| 監 査 役 | 馬 場 清 | 社会保険労務士馬場清事務所代表 |
| 監 査 役 | 植 木 利 幸 | |

- (注) 1. 小倉誠氏は、2022年6月28日開催の第106回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 植木利幸氏は、2022年6月28日開催の第106回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 国広伸夫氏は、2022年6月28日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたしました。
4. 落合伸二氏は、2022年10月12日に逝去され、同日をもって監査役を退任いたしました。
5. 千葉久司氏は、2022年6月28日付で取締役執行役員から取締役常務執行役員に就任いたしました。
6. 猪山雄央、小澤直樹の両氏は、社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 馬場清、植木利幸の両氏は、社外監査役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査役宮下芳朗、植木利幸の両氏は、これまでの豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|---------|---------|-----------------------------------|
| 執 行 役 員 | 石 見 淳 | 飲食事業部長 株式会社テアトルダイニング代表取締役社長 |
| 執 行 役 員 | 饗 場 大 | ソリューション事業部長 |
| 執 行 役 員 | 赤 須 恵 祐 | 映像事業本部長 株式会社テアトルプロモーション代表取締役社長 |
| 執 行 役 員 | 森 平 浩 司 | 映像事業本部映画宣伝部長 |
| 執 行 役 員 | 西 澤 彰 弘 | 映像事業本部編成部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役・監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上へのインセンティブとしての機能を持ちながら、役職に応じた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。

社内取締役の報酬は、固定報酬と単年度業績に応じて変動する業績連動賞与により構成し、社外取締役の報酬は、独立した立場であることから固定報酬のみとする。

報酬の決定に際しては、構成員の過半数を独立役員とする指名・報酬委員会に諮問することで、客観性と合理性を担保するものとする。

b. 基本報酬の決定に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役職に応じて、経済情勢や当社グループ業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の業績連動報酬は、業績連動型賞与（金銭報酬）として、定められた算定方法により総支給額を決定し、役位ポイントと人数により配分し、年1回支給するものとする。

具体的な算定方法は以下のとおりとする。

<総支給額>

業績連動型賞与計算前の連結税金等調整前当期純利益が7億円を超え、かつ単体及び連結の営業損益、経常損益がともに黒字の場合に支給し、その総額は以下の計算方法による。

ただし、総額は1億円を上限とする。

総支給額（1万円未満切り捨て）＝

〔連結税金等調整前当期純利益（業績連動型賞与を含まない）－7億円〕 × 2.5% + 15百万円

<個別支給額>

上記の計算式に基づき計算された総支給額を、役職毎に決められたポイントに応じて、以下の計算方法により按分された金額とする。

個別支給額（1万円未満切り捨て）＝ 総支給額 ÷ 役職ポイントの総和 × 各役職ポイント

| 役 職 | ポイント | 上 限 |
|-----------|------|-------|
| 取締役社長 | 10 | 20百万円 |
| 取締役専務執行役員 | 8 | 16百万円 |
| 取締役常務執行役員 | 7 | 14百万円 |
| 取締役執行役員 | 5 | 10百万円 |

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社取締役には非金銭報酬は支給しないものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

当社取締役の個人別の報酬については、グループ業績が基準を上回った場合のみ業績連動型賞与が支給されるものとし、報酬等の種類ごとの比率の目安を設定しないものとする。

f. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

代表取締役社長は、策定した個人別の報酬案を、構成員の過半数を独立役員とする指名・報酬委員会に対し諮問を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重して審議を行い決定するものとする。

g. 監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会で決定した報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定するものとする。

② 当年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|-----------------|------------------|----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 96 (7) | 96 (7) | — (—) | 7 (2) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 21 (12) | 21 (12) | — (—) | 5 (4) |
| 合 計 (うち社外役員) | 117 (19) | 117 (19) | — (—) | 12 (6) |

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 業績連動報酬に係る業績指標は税率の影響を受けない連結税金等調整前当期純利益を指標として選択しております。当年度の実績は支給基準を満たさず業績連動報酬の支給はございませんでした。

3. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

4. 監査役の報酬額は、1987年4月10日開催の第70回定時株主総会におきまして月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

5. 上表には、当年度中に退任した取締役1名及び監査役2名を含めております。

6. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役猪山雄央氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であり、当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。ただし、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。当社と同法律事務所の間には特別な利害関係はありません。

取締役小澤直樹氏は株式会社ほがらかの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役馬場清氏は社会保険労務士馬場清事務所代表であります。当社と同事務所の間には特別な利害関係はありません。

② 当年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況 | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|------|----------------------------|---|
| 取締役 | 猪山雄央 | 取締役会 13回中/12回 (92%) | 猪山雄央氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などについて有益な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。 |
| 取締役 | 小澤直樹 | 取締役会 13回中/13回 (100%) | 小澤直樹氏は、外食産業の取締役としての豊富な経験と見識から特に飲食事業に対し有益な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で指名・報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担いました。 |

| 区分 | 氏名 | 出席状況 | 出席状況、発言状況 |
|-----|-------|----------------------------|--|
| 監査役 | 馬場 清 | 取締役会 13回中/13回 (100%) | 馬場清氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
| | | 監査役会 13回中/13回 (100%) | |
| 監査役 | 落合 伸二 | 取締役会 7回中/5回 (71%) | 落合伸二氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
| | | 監査役会 7回中/6回 (86%) | |
| 監査役 | 植木 利幸 | 取締役会 10回中/10回 (100%) | 植木利幸氏は、取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。 また監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について意見の表明を行いました。 |
| | | 監査役会 10回中/10回 (100%) | |

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|----------------------------------|----------|
| ①当社の会計監査人としての報酬等の額 | 30,000千円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務遂行に関する事項について、職務の遂行を適正に実施させることが確保できないと判断した時は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 7,117,264 | 流 動 負 債 | 4,154,307 |
| 現金及び預金 | 2,342,854 | 支払手形及び買掛金 | 1,149,840 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 752,731 | 短期借入金 | 87,000 |
| 商 品 | 352,350 | 一年内返済予定の長期借入金 | 1,301,083 |
| 販売用不動産 | 2,570,206 | リ ー ス 債 務 | 1,606 |
| 貯 蔵 品 | 28,293 | 未 払 金 | 601,055 |
| そ の 他 | 1,071,652 | 未 払 法 人 税 等 | 47,569 |
| 貸 倒 引 当 金 | △824 | 前 受 金 | 127,813 |
| 固 定 資 産 | 16,464,963 | 賞 与 引 当 金 | 201,891 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,665,969 | そ の 他 | 636,445 |
| 建物及び構築物 | 3,759,849 | 固 定 負 債 | 7,441,075 |
| 機械装置及び運搬具 | 17,760 | 長期借入金 | 3,713,382 |
| 器具及び備品 | 224,971 | リ ー ス 債 務 | 1,021 |
| 土 地 | 9,662,030 | 長期未払金 | 1,414 |
| リ ー ス 資 産 | 1,357 | 預り保証金 | 796,458 |
| 無 形 固 定 資 産 | 91,461 | 繰延税金負債 | 624,698 |
| 借 地 権 | 34,237 | 再評価に係る繰延税金負債 | 850,717 |
| ソフトウエア | 21,328 | 退職給付に係る負債 | 1,004,888 |
| そ の 他 | 35,895 | 資 産 除 去 債 務 | 448,495 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,707,532 | 負 債 合 計 | 11,595,382 |
| 投資有価証券 | 2,157,598 | (純資産の部) | |
| 差入保証金 | 396,359 | 株 主 資 本 | 9,693,757 |
| 繰延税金資産 | 64,356 | 資 本 金 | 4,552,640 |
| そ の 他 | 114,217 | 資 本 剰 余 金 | 3,737,647 |
| 貸 倒 引 当 金 | △25,000 | 利 益 剰 余 金 | 2,480,855 |
| 資 産 合 計 | 23,582,227 | 自 己 株 式 | △1,077,385 |
| | | その他の包括利益累計額 | 2,251,666 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 369,293 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,882,373 |
| | | 非支配株主持分 | 41,421 |
| | | 純 資 産 合 計 | 11,986,845 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 23,582,227 |

連結損益計算書 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|---------|------------------|
| 売上高 | | 16,317,111 |
| 売上原価 | | 12,044,727 |
| 売上総利益 | | 4,272,383 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,206,651 |
| 営業利益 | | 65,732 |
| 営業外収入 | | |
| 受取利息 | 16 | |
| 受取配当金 | 75,392 | |
| 助成金収入 | 243,448 | |
| 貸倒引当金戻入 | 48,788 | |
| その他 | 24,387 | 392,034 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 46,283 | |
| 借入関連費用 | 22,111 | |
| その他 | 7,403 | 75,798 |
| 経常利益 | | 381,967 |
| 特別利益 | | |
| 資産除去債務戻入益 | 54,427 | 54,427 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損失 | 23,476 | |
| 減損損失 | 190,001 | |
| 事業所閉鎖損失 | 15,750 | 229,228 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 207,166 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 66,330 | |
| 法人税等調整額 | △54,610 | 11,720 |
| 当期純利益 | | 195,446 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 7,438 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 188,008 |

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 5,603,534 | 流 動 負 債 | 3,426,696 |
| 現金及び預金 | 1,223,452 | 買掛金 | 1,095,532 |
| 売掛金及び契約資産 | 509,845 | 短期借入金 | 60,000 |
| 商 品 | 337,481 | 一年内返済予定の長期借入金 | 1,185,668 |
| 販売用不動産 | 2,599,728 | 未払金 | 471,431 |
| 前 渡 金 | 3,439 | 未払費用 | 57,373 |
| 前払費用 | 66,804 | 未払法人税等 | 7,295 |
| 未収入金 | 127,456 | 未払消費税等 | 27,186 |
| 差入保証金 | 537 | 前受り金 | 107,767 |
| その他 | 740,654 | 預り金 | 278,705 |
| 貸倒引当金 | △5,867 | 預り保証金 | 130 |
| 固 定 資 産 | 15,306,004 | 設備支払手形 | 17,050 |
| 有 形 固 定 資 産 | 12,337,740 | 与引当金 | 113,674 |
| 建物 | 2,813,991 | その他 | 4,882 |
| 構築物 | 39,347 | 固 定 負 債 | 5,597,060 |
| 機械装置 | 3,660 | 長期借入金 | 2,588,828 |
| 器具備品 | 48,283 | 預り保証金 | 768,141 |
| 土地 | 9,432,456 | 繰延税金負債 | 624,698 |
| 無 形 固 定 資 産 | 47,833 | 再評価に係る繰延税金負債 | 850,717 |
| 借地権 | 34,237 | 退職給付引当金 | 628,278 |
| ソフトウェア | 11,092 | 関係会社事業損失引当金 | 26,000 |
| その他 | 2,503 | 資産除去債務 | 110,397 |
| 投資その他の資産 | 2,920,430 | 負 債 合 計 | 9,023,756 |
| 投資有価証券 | 2,150,362 | (純資産の部) | |
| 関係会社株式 | 501,498 | 株 主 資 本 | 9,636,636 |
| 出 資 金 | 30 | 資 本 金 | 4,552,640 |
| 長期貸付金 | 1,622,000 | 資 本 剰 余 金 | 3,737,647 |
| 長期前払費用 | 10,583 | 資 本 準 備 金 | 3,573,173 |
| 差入保証金 | 173,234 | その他資本剰余金 | 164,473 |
| その他 | 96,721 | 利 益 剰 余 金 | 2,423,734 |
| 貸倒引当金 | △1,634,000 | その他利益剰余金 | 2,423,734 |
| 資 産 合 計 | 20,909,538 | 固定資産圧縮積立金 | 1,079,501 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,344,232 |
| | | 自 己 株 式 | △1,077,385 |
| | | 評価・換算差額等 | 2,249,145 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 366,771 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,882,373 |
| | | 純 資 産 合 計 | 11,885,781 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 20,909,538 |

損益計算書 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------------|--------|----------------|
| 売 上 高 | | 10,965,983 |
| 売 上 原 価 | | 10,035,575 |
| 売 上 総 利 益 | | 930,408 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 962,164 |
| 営 業 損 失 | | 31,756 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金 | 82,195 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 2,760 | |
| 助 成 金 収 入 | 11,188 | |
| 協 賛 金 収 入 | 11,000 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 50,788 | |
| そ の 他 | 3,630 | 161,563 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 37,864 | |
| 借 入 関 連 費 用 | 22,111 | |
| そ の 他 | 7,396 | 67,373 |
| 経 常 利 益 | | 62,433 |
| 特 別 利 益 | | |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益 | 39,552 | |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益 | 42,000 | 81,552 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 14,664 | |
| 減 損 損 失 | 60,620 | |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失 | 8,986 | 84,270 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 59,716 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 10,371 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △5,645 | 4,726 |
| 当 期 純 利 益 | | 54,989 |

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

東京テアトル株式会社
取締役会 御 中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂 野 英 雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 成 田 雅 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京テアトル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

東京テアトル株式会社
取締役会御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区
指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 成田 雅博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京テアトル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任大有監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

東京テアトル株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 下 芳 朗 ⑩

社外監査役 馬 場 清 ⑩

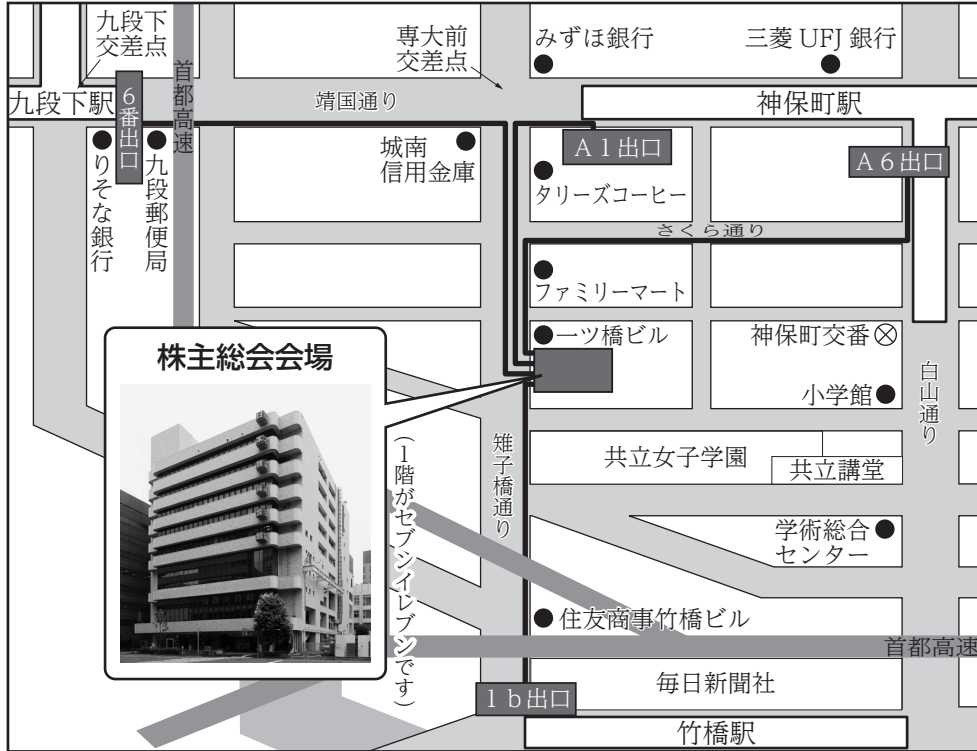
社外監査役 植 木 利 幸 ⑩

以 上

第107回定時株主総会 会場ご案内図

場所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館3階 一ツ橋ホール
TEL 03 (3230) 2831 (代表)

日時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時(午前9時受付開始)



交通機関のご案内

| | | | |
|-------------|------|------|-------------|
| 都営地下鉄 ●新宿線 | 神保町駅 | A1出口 | より……………徒歩3分 |
| 東京メトロ ●半蔵門線 | 神保町駅 | A6出口 | より……………徒歩5分 |
| 都営地下鉄 ●三田線 | 竹橋駅 | 1b出口 | より……………徒歩5分 |
| 東京メトロ ●東西線 | 九段下駅 | 6番出口 | より……………徒歩7分 |

※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。

